

みえ森と緑の県民税（制度最終案）について

平成 30 年 8 月 24 日

1. はじめに

県では、「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申をうけ、森林を取り巻く新たな行政課題に対応するために、山崩れや洪水等災害発生リスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めるため、平成 26 年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の 2 つの基本方針に伴う 5 つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施し、毎年度「みえ森と緑の県民税評価委員会」において事業内容や成果について評価を行い、その結果を公表してきたところです。

平成 30 年度末をもって、税導入から 5 年が経過することから、これまでの取組状況について評価・検証を行い、見直しを行います。

2. みえ森と緑の県民税制度の継続

県と市町がそれぞれの役割に応じ、2 つの基本方針に沿った対策を行ってきました。

基本方針 1「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木を出さない森林づくり」、市町が主体となった「暮らしに身近な森林づくり」を実施しました。災害緩衝林整備は目標を概ね達成するとともに、平成 26～28 年度には 16,744m³ の危険木等の除去を行いました。これらの取組については、県民から一層の取組強化を求める声がある中で、崩壊土砂流出危険地区以外における災害緩衝林の整備や、未整備の人工林の面的な間伐等を進める必要があること、また高齢化や担い手不足により、地域の身近な森林整備が困難となっている課題があります。

基本方針 2「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、市町が主体となった「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行ってきたところです。これらの取組が進展することにより、税導入以前に比べ、森林環境教育・木育の輪が広がるとともに、県内全域で木や自然に触れ合う機会が増加しました。一方、税の認知度が未だ低迷していることを考慮すると、県民税の主旨が十分浸透したとは言い難いことから、木を使うことが森林の整備につながるといった「緑の循環」や、森と海は繋がっているという大きな視点の理解を深める必要があります。取組を通じてより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。

引き続きこれらの課題を解決していくため、「災害に強い森林づくり」と一体となった「県民全体で森林を支える社会づくり」を強力に進めていく必要があることから、制度の見直しを行い、継続することとします。

3. 5 つの対策ごとの実施状況

これまで、みえ森と緑の県民税制度案（平成 25 年 3 月）に基づき、2 つの基本方針に伴う 5 つの対策（土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んできました。

みえ森と緑の県民税評価委員会による評価では、県、市町が行ってきたすべての事業において「妥当」の総合評価がなされており、全国でも例の少ない「市町交付金事業」の導入により、創意工夫のみられる新たな取組が実施されました。一方、これまでの取組や運用を通じて、課題も生まれています。

(1) 5つの対策ごとの事業実績

基本方針	対策区分	県の 事業実績 (千円)	市町の 事業実績 (千円)	計 (千円)	割合 (%)
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木を出さない森林づくり	2,380,162	47,515	2,427,677	49
	2. 暮らしに身近な森林づくり	-	627,411	627,411	13
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	114,241	452,418	566,660	11
	4. 木の薫る空間づくり	-	1,153,122	1,153,122	23
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	-	208,768	208,768	4
計		2,494,404	2,489,235	4,983,639	100

※事業費については、平成 26~30 年度の実績および見込を合算。

(2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題（実績値は平成 26~28 年度）

（対策 1：土砂や流木を出さない森林づくり）

〔取組状況〕

県が中心となり、崩壊土砂流出危険地区を対象とし、流木や土砂流出による被害を低減するため、水が集中する谷地形や浸食されやすい土壌等を立地環境とする溪流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備を行うとともに、事業効果の検証を行いました。また、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設等に異常に堆積して流出する恐れのある、土砂や流木の除去を行いました。さらに、一部の市町においては、県事業でカバーできない箇所について、溪流沿いの危険木の除去事業を実施しました。

災害緩衝林整備事業は、18 市町で 131 箇所、合計 1,568,598 千円の事業を実施しました。また、土砂・流木緊急除去事業では、9 市町で 22 箇所、合計 431,636 千円の事業を実施しました。市町においては、3 市町で 6 事業、合計 21,601 千円の事業を実施しました。

〔課題〕

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・崩壊土砂流出危険地区以外にも対策が必要な箇所が多数存在していることから、事業対象の拡大が必要である。
- ・災害緩衝林整備事業の目的は、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝することであり、深層崩壊等で発生する流木の対策は困難であることを、県民に正確に情報提供する必要がある。
- ・山地災害から生命、財産を保護するためには、保全対象の上流部にある森林の面的な整備を進めることが求められており、事業計画や実行を行ううえでの土台となる森林の基礎情報を収集するとともに、県民税を活用した事業以外の対策と組み合わせた総合的な取組が必要である。
- ・災害発生時に緊急的に土砂や流木の除去を行う必要がある場合、事業を実施するための財源をあらかじめ確保しておく必要がある。
- ・森林が有する山地災害を予防する機能を、獣害によって低下させないための取組が必要である。

(対策 2：暮らしに身近な森林づくり)**[取組状況]**

市町が中心となり、地域の団体等が主体となって取り組む里山整備への支援や竹林の整備、安全な暮らしを確保するための人家裏や通学路に隣接した箇所における危険木の除去等を実施しました。また、地域特有の景観の保全や病虫害被害の拡大防止を目的に、被害を受けた木の伐倒駆除等を行いました。

水源かん養機能の向上等を目的に、重要な水源となる森林の公有林化や特定水源地域の森林の整備、森林の針広混交林化を進める取組等を実施しました。

23 市町で 78 事業、合計 305,759 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・税を活用するうえで、事業の必要性を十分に吟味する必要がある。
- ・発注時におけるより一層の透明性の確保が必要である。
- ・特定水源地域や水源地域において、今後も水源かん養機能を維持する森林整備を進める必要がある。
- ・木材生産に適さない森林を更新するに当たっては、将来の管理コストも含めて検討する必要がある。

(対策 3：森を育む人づくり)**[取組状況]**

県では、森林環境教育や木育を推進するため、「森を育む人づくり推進事業」として、森づくり推進員による学習のコーディネートや、教育活動に携わる人材育成等を行う「みえ森づくりサポートセンター」の設置、学校教育で活用できる副読本の作成、新たな木製遊具の開発やそれに触れ合う機会を設けました。

市町では、小中学校における森林環境教育を推進する事業の実施や木製の机・椅子の導入の促進、地域住民を対象とした木工教室や森林への理解を深める講習会や講座等を開催しました。

森を育む人づくり推進事業は、県では「みえ森づくりサポートセンター」の運営を中心に、合計 84,097 千円の事業を実施しました。

市町においては、25 市町で 89 事業、合計 197,045 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・森林環境教育・木育の指導者に加え、森林・林業全般を担う人材の育成を進める必要がある。
- ・取組を継続するとともに、地域の特性や学校の実情に応じ、森林環境教育・木育を県内全域で進める必要がある。
- ・学校関係者へ取組の一層の周知を図る必要がある。

(対策 4：木の薫る空間づくり)**[取組状況]**

市町が中心となり、県産材を活用し、小学校や公民館等、暮らしに身近な公共施設の木造化を行いました。また、庁舎や鉄道車両等、住民に接する機会の多い施設等の木質化を行いました。加えて、木に触れる機会を増大することを目的とし、公共施設等への木製備品の導入を行いました。

林地残材を木質バイオマスとしての活用を推進するため、木材搬出への支援を行いました。

19 市町で 69 事業、合計 394,780 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・木造住宅建築への支援については、税の趣旨を十分に理解して実施する必要がある。
- ・木材利用は森林の保全につながることを、県民に対して更に周知する必要がある。
- ・多様な主体と連携し、木材利用の効果や価値、意味を広く県民に周知していく必要がある。

(対策 5：地域の身近な水や緑の環境づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、森林や自然と触れ合う住民の機会を増やすため、散策路や付帯施設の整備を行いました。また、学校や保育所、子育て支援施設の緑化を行いました。

地域での緑豊かな環境を整備するため、地域の団体等に助成を行いました。

11 市町で 23 事業、合計 61,755 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・生物多様性の保全を含めた、地域での森林の環境保全活動を進める必要がある。
- ・事業の実施に当たっては、税の趣旨に合致する内容かどうか十分に吟味する必要がある。
- ・多くの県民が森林に親しみ、触れることのできる機会を充実させる必要がある。
- ・都市部などにおいて、より住民の暮らしに身近な場所で木や緑に親しむ機会を増加させる必要がある。

(3) 制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するための事務や基金運用を行いました。また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、成果報告会の開催と成果報告書の作成、ホームページや Facebook「みんなで支える森林づくり・三重」等、各種媒体を活用した広報活動を行いました。

また、みえ森と緑の県民税評価委員会では委員による事業の評価を行い、その結果を公表しました。

[課題]

以下のような課題があることがわかりました。

- ・県民に対し、税の目的や成果を十分に広報する必要がある。
- ・評価委員会委員に「災害に強い森林づくり」を専門とする有識者を登用する必要がある。
- ・国が導入を予定している「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税の関係を整理する必要がある。

4. 国が創設する「森林環境譲与税（仮称）」との関係

平成 31 年度の導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」は、「新たな森林管理システム」に基づく、市町が実施する条件不利地の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当されることとなります。一方、みえ森と緑の県民税の導入以降、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めてきましたが、森林を取り巻く課題は未だ多くあるのが現状です。そのため、森林環境譲与税（仮称）と一体で活用することにより、対策が一層進むことが期待されます。

後述の県と市町の役割分担を踏まえ、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税（仮称）それぞれの目的・使途を明確にするためのガイドラインを作成することにより、双方を有効に活用することとします。

5. 平成 31～35 年度の制度に関する基本的な考え方

制度を設計するにあたり、これまでの制度のうち、検討が必要となる項目を抽出することを目的に、市町、関係団体からの意見聴取、県民参加のワークショップ（みえ森づくりワークショップ）の開催、アンケート調査を行いました。この結果を基に、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

(1) 税率・課税方法等

- ・市町や関係団体、県民参加のワークショップから、今後も継続して「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づいた課題に対応していく必要があると、9割以上の意見があったことから、2つの基本方針は継続して実施することとします。
- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、また県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更しないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。
- ・一般財源と区分し、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置することとします。
- ・第三者による評価の実施を求める意見を踏まえ、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うこととします。

(2) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成 17 年に「三重の森林づくり条例」を制定し、それに基づくマスタープランとして「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

具体的な計画にのっとり、みえ森と緑の県民税が目標達成にあたってどのように活用され、課題解決に貢献したかを明らかにすることが望ましいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用する事業の実施に当たっては、平成 30 年度に改定を行う予定である「三重の森林づくり基本計画」に位置付けることとします。

(3) 税を活用した事業を行ううえでの 3 原則

これまで以上に創意工夫のある事業構築を行いたいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するに当たっては、以下の 3 つの原則によることとします。

- 【原則 1】 「2つの基本方針と 5つの対策」に沿った内容であること。
- 【原則 2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。
- 【原則 3】 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組を踏まえ、山崩れや洪水等災害発生のリスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策の継続が必要と考えます。2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）と、これらに連なる5つの対策を実施します。

(1) 主な事業

①. 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。	<p>① 土石流等の被害を軽減する森林の整備 溪流沿いの一定幅の森林を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、残存木の太径化を促進し、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝する。また、現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。</p> <p>② 流域の防災機能強化を図る森林の整備 山腹崩壊の発生源となる斜面上部の0次谷等の凹地形周辺や、溪流の上部で整備が遅れている森林等について、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施する。</p> <p>③ 森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去 治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。</p> <p>④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備 事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、森林の現状を的確に把握し、優先的に森林整備を実施する地域等を判断するための航空レーザー測量や境界の明確化を実施する。</p> <p>⑤ 森林の機能を維持するための獣害対策 ニホンジカによる食害等により、森林の持つ土砂流出防止等の機能が低下することを予防するため、獣害対策を実施する。</p> <p>等、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に資する事業</p>
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。	<p>① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。</p> <p>② 集落周辺の森林の整備 人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。</p> <p>③ 水源林等の公有林化・整備 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林について、公有林化や整備を実施する。</p> <p>④ 木質バイオマスの活用 里山などの整備で発生する林地残材を木質バイオマスとして活用する「木の駅プロジェクト」等を促進する。</p> <p>⑤ 海岸線の整備 防潮・防風・飛砂防止等、海岸線造成や維持管理を行う。</p> <p>等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業</p>

②. 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
3. 森を育む人づくり	「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。	<p>① 三重の森林づくりを担う人材の育成 「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を担う人材の育成を進める。</p> <p>② 森林環境教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林環境教育・木育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催、学校教育、保育関係者等を対象とした研修を実施する。</p> <p>③ 学校等における森林環境教育・木育の実施 学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林環境教育・木育や野外体験保育等の活動を実施する。</p> <p>等、「森を育む人づくり」に資する事業</p>
4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	未就学児や児童、生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。	<p>① 森林環境教育・木育が行える場の整備 子どもたちの森林環境教育・木育や野外体験保育に活用できる場の整備やリニューアルを図る。</p> <p>② 多様な主体が森林とふれあう場の創出 都市住民と山村地域との交流等、多様な主体が連携しながら森林とふれあい、体感できる学びの場づくりを促進する。</p> <p>等、「森と人をつなぐ学びの場づくり」に資する事業</p>
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海をつなぐ意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な水や緑の環境と県民との関係を深める対策を進める。	<p>① 森林の総合利用のための整備 森林浴等癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道・ベンチの設置等の環境整備を行う。</p> <p>② 生物多様性の保全 森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。</p> <p>③ 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。</p> <p>等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業</p>

(2) 必要となる経費

平成 31～35 年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

基本方針	対 策	5 年間で想定される事業費 (億円)	割合 (%)
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	31.4	61
	2. 暮らしに身近な森林づくり	8.4	16
	小 計	39.8	77
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	4.2	8
	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	2.9	6
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	4.4	9
	小 計	11.5	23
共通経費（事業構築支援、災害対応基金の積立、評価委員会の運営等）		2.7	
合 計		54.0	

<5 年間の事業展開の考え方>

今後も、災害に強い森林づくりをより広い範囲で実現する必要があることから、基本方針 1「災害に強い森林づくり」の施策を重点的に実施します。また、災害に強い森林を将来にわたって引き継ぐうえで、それらを支える社会づくりも重要であることから、基本方針 2「県民全体で森林を支える社会づくり」の施策も充実させることとします。

また、県、市町がそれぞれの役割に応じ、毎年度、概ね均等に事業を実施するものとします。

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

①. 市町交付金制度

これまで、市町交付金を活用した創意工夫を凝らした様々な事業が実施され、この制度は「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。市町は、森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役として、さらなる取組の拡充が求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開する、また県と市町が連携して取り組む施策のために必要な交付金制度を引き続き実施します。

②. 県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	基本方針 1 のうち、対策 1 を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

③. 市町交付金配分の考え方

交付金額は、上記の役割分担を踏まえ、県と市町の配分を概ね 5 : 5 とします。

市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」を新たに設けます。また、森林面積の寡少な一部の市町においては、上記の連携枠が活用困難であるものの、これらの市町においても、森林環境教育や木育を通じて、基本方針①「災害に強い森林づくり」の理念を周知する必要があること、また、基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づく対策の推進が求められることから、「加算枠」を設けることとします。

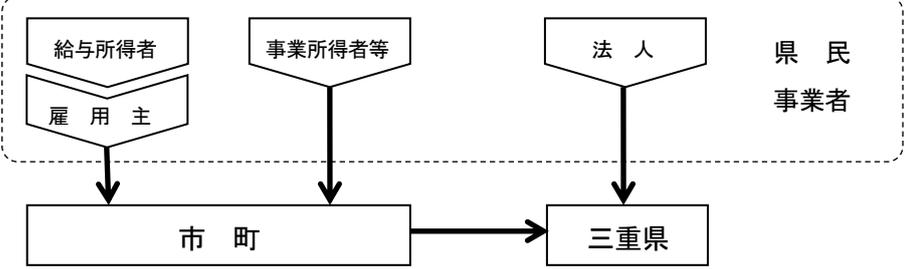
基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の 3 つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha 未満または森林率が 10%未満）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。

7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先行県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えられています。

課税方式	県民税均等割の超過課税
納税義務者	<p>【個人】＜納税義務者数約 90 万人＞ 1 月 1 日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p> <p>【法人】＜約 3 万 5 千法人＞ 県内に事務所、事業所等を有している法人</p>
税率（年額）	【個人】 1,000 円

	<p>【法人】 現行の均等割額の 10%相当額 (2,000~80,000 円) (現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。)</p> <table border="1" data-bbox="544 286 1307 600"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分 (資本金等の額の区分)</th> <th>税 率 (年 額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1 千万円以下</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円超</td> <td>～ 1 億円以下</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超</td> <td>～ 10 億円以下</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超</td> <td>～ 50 億円以下</td> <td>54,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 億円超</td> <td></td> <td>80,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【税率設定の考え方】 必要となる経費を確保すること、県民税における個人分と法人分の税割割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。</p>	区 分 (資本金等の額の区分)		税 率 (年 額)		1 千万円以下	2,000 円	1 千万円超	～ 1 億円以下	5,000 円	1 億円超	～ 10 億円以下	13,000 円	10 億円超	～ 50 億円以下	54,000 円	50 億円超		80,000 円
区 分 (資本金等の額の区分)		税 率 (年 額)																	
	1 千万円以下	2,000 円																	
1 千万円超	～ 1 億円以下	5,000 円																	
1 億円超	～ 10 億円以下	13,000 円																	
10 億円超	～ 50 億円以下	54,000 円																	
50 億円超		80,000 円																	
<p>税込規模</p>	<table border="1" data-bbox="427 792 847 987"> <thead> <tr> <th></th> <th>平年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>9 億 0 千万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>1 億 8 千万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10 億 8 千万円</td> </tr> </tbody> </table>		平年度	個人	9 億 0 千万円	法人	1 億 8 千万円	計	10 億 8 千万円										
	平年度																		
個人	9 億 0 千万円																		
法人	1 億 8 千万円																		
計	10 億 8 千万円																		
<p>徴収方法</p>	<p>【個人】 市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】 法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p>  <pre> graph TD subgraph CountyBusinesses [県民事業者] A[給与所得者 雇用主] B[事業所得者等] C[法人] end A --> D[市町] B --> D C --> E[三重県] D --> E </pre>																		
<p>導入時期</p>	<p>平成 26 年 4 月 1 日より導入</p>																		
<p>税収の使途</p>	<p>森林づくりに関連する事業に活用する。 ※詳細は、前述のとおり</p>																		
<p>使途の明確化</p>	<p>「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、使途を明確化する。 ※詳細は、後述のとおり</p>																		
<p>評価制度</p>	<p>「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。 ※詳細は、後述のとおり</p>																		
<p>見直し期間</p>	<p>施行後おおむね 5 年ごと、または必要に応じ見直しを行う。 ※詳細は、後述のとおり</p>																		

8. 使途の明確化（基金の創設）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなりま

す。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して用途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

9. 制度や用途の周知

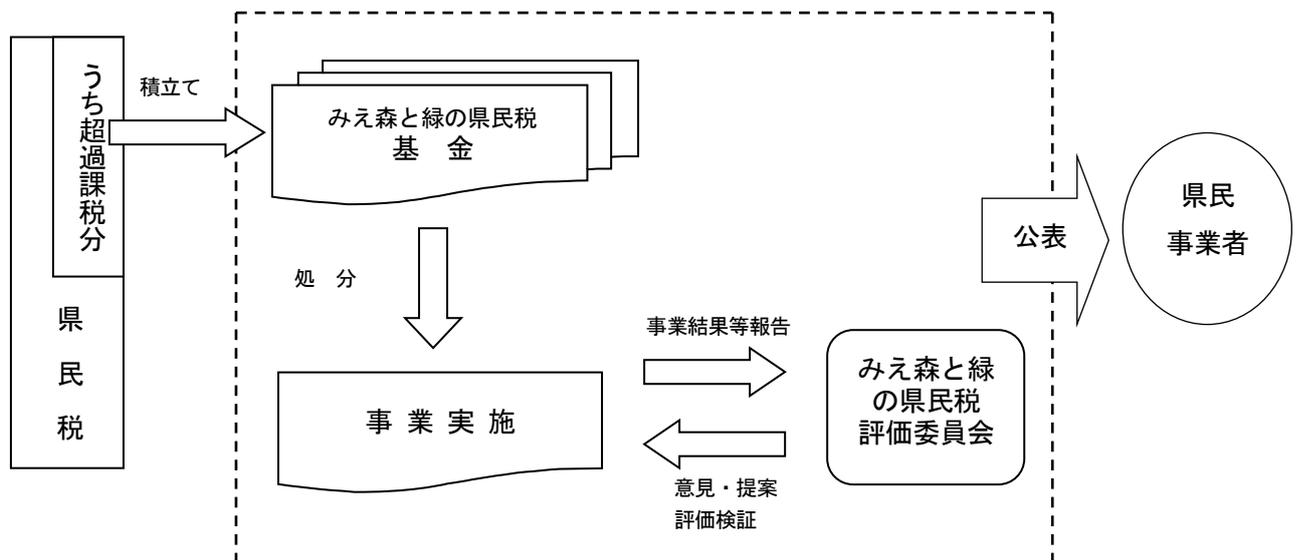
制度を今後も継続していくうえで、県民の皆様や森林所有者等に対して、みえ森と緑の県民税がどのように活用されたのか、その結果どのように改善されたのか、事業成果や事業効果をお知らせする必要があります。また、これらの周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について理解を深めていく必要があります。

県や市町だけでなく、税を活用している団体等も含め、様々な手法を活用した周知活動にこれまで以上に取り組んでいくこととします。また、今後導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税を一体で活用したことによる相乗効果やその成果について、県民の皆様にお知らせすることとします。

10. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

<基金造成と評価制度>



11. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。

みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要

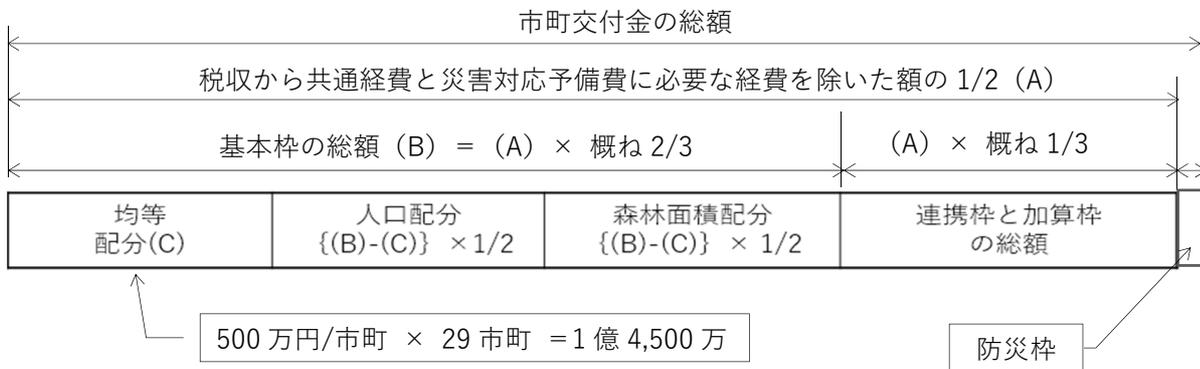
令和 2 年 4 月

この事業は、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという「みえ森と緑の県民税」の趣旨（以下「趣旨」と言う。）に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開すること、また県と市町が連携して課題解決に取り組むことができるよう、予算の範囲内でみえ森と緑の県民税市町交付金（以下「市町交付金」と言う。）を交付するものです。

1. 市町交付金の総額

毎年度のみえ森と緑の県民税の税込から共通経費や災害対策予備費を除いた残りの概ね半分※の「基本枠」「加算枠」及び「連携枠」と、災害対策予備費の一部の「防災枠」を市町交付金の総額とします。

（※ 5 年間の総額で、県：市町を概ね 5：5 とする。）



2. 市町への配分方法

市町交付金には、森林面積や人口を算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」、森林面積が寡少（100ha 未満または森林率が 10% 未満）な市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて配分する「加算枠」があります。

基本枠の総額と連携枠と加算枠を合算した額の割合は、概ね 2：1 の割合とします。

また、令和 2 年度より、台風等による倒木からライフラインを保全し、県民の安全・安心な生活を守るため、「防災枠」を創設しました。

基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の 3 つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha 未満または森林率が 10% 未満）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて配分します。
防災枠	防災面から県と市町が連携して取り組むライフラインを守る事前伐採に対し、市町からの要望に応じて配分します。

1) 基本枠の配分

均等配分を1市町当たり500万円とし、残りを市町の人口と森林面積に応じて配分しますが、この時の配分割合は人口：森林面積＝1：1とします。

この考え方に基づいて算出された額を毎年度当初に県から全ての市町に内示し、交付を受ける市町は、県に交付申請を行います。

2) 連携枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

3) 加算枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に申請書を提出します。県は申請内容を審査し、その結果を市町に通知します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

なお、加算枠には5年間の申請上限額を設け、その額を1,000万円とします。

4) 防災枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から当該市町に交付額を内示し、これを受け、市町がライフライン事業者及び県との三者協定に基づく協議会で承認された実施計画を基に、県に交付申請を行います。

3. 市町交付金の使い途

1) 事業実施の3原則

事業の実施に当たっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

事業実施の3原則	
【原則1】	「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。
【原則2】	新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。
【原則3】	直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

2) 森林環境譲与税との関係

みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税を活用した事業の相乗効果を期待し、双方を有効に活用するため、市町交付金と森林環境譲与税を同一事業に充当することはできません。

3) 市町における基金設置について

市町は、次の見直しまでの期間、交付金事業の財源に充てるための基金を設置することができます。

令和4年度 基本配分枠交付金の市町別交付額 算出根拠

(1表)

配分額(単位:円)			
基本配分枠の総額			総額
均等配分	人口配分	森林面積配分	
145,000,000	126,173,333	126,173,333	397,346,666

(2表)

番号	市町名	算定基礎		算出額				
		人口 (人)	民有林 面積 (ha)	均等配分 (円) a	人口配分 (円) b	森林面積配 分 (円) c	小 計 (円) d=a+b+c	基本枠 交付金見込 (円) e
1	津市	277,797	40,820	5,000,000	19,484,600	14,768,794	39,253,394	39,253,000
2	四日市市	310,366	2,557	5,000,000	21,768,980	925,130	27,694,110	27,694,000
3	伊勢市	125,934	10,956	5,000,000	8,832,974	3,963,913	17,796,887	17,796,000
4	松阪市	161,703	41,300	5,000,000	11,341,801	14,942,460	31,284,261	31,284,000
5	桑名市	140,051	2,934	5,000,000	9,823,136	1,061,530	15,884,666	15,884,000
6	鈴鹿市	196,557	3,408	5,000,000	13,786,450	1,233,024	20,019,474	20,019,000
7	名張市	77,493	6,835	5,000,000	5,435,336	2,472,923	12,908,259	12,908,000
8	尾鷲市	17,237	14,934	5,000,000	1,208,998	5,403,164	11,612,162	11,612,000
9	亀山市	50,146	11,681	5,000,000	3,517,226	4,226,220	12,743,446	12,743,000
10	鳥羽市	18,621	7,483	5,000,000	1,306,071	2,707,371	9,013,442	9,013,000
11	熊野市	16,777	29,622	5,000,000	1,176,734	10,717,325	16,894,059	16,894,000
12	いなべ市	45,488	11,739	5,000,000	3,190,515	4,247,204	12,437,719	12,437,000
13	志摩市	48,696	9,110	5,000,000	3,415,523	3,296,024	11,711,547	11,711,000
14	伊賀市	88,854	32,599	5,000,000	6,232,193	11,794,413	23,026,606	23,026,000
15	木曽岬町	6,287	0	5,000,000	440,968	0	5,440,968	5,440,000
16	東員町	25,370	177	5,000,000	1,779,444	64,039	6,843,483	6,843,000
17	菰野町	40,546	5,273	5,000,000	2,843,884	1,907,787	9,751,671	9,751,000
18	朝日町	10,844	63	5,000,000	760,595	22,794	5,783,389	5,783,000
19	川越町	14,810	0	5,000,000	1,038,769	0	6,038,769	6,038,000
20	多気町	14,611	5,915	5,000,000	1,024,811	2,140,064	8,164,875	8,164,000
21	明和町	22,588	310	5,000,000	1,584,316	112,159	6,696,475	6,696,000
22	大台町	9,255	27,940	5,000,000	649,143	10,108,773	15,757,916	15,757,000
23	玉城町	15,333	1,259	5,000,000	1,075,452	455,510	6,530,962	6,530,000
24	度会町	8,126	11,411	5,000,000	569,955	4,128,533	9,698,488	9,698,000
25	大紀町	8,450	20,408	5,000,000	592,681	7,383,674	12,976,355	12,976,000
26	南伊勢町	12,061	20,367	5,000,000	845,955	7,368,840	13,214,795	13,214,000
27	紀北町	15,566	18,009	5,000,000	1,091,795	6,515,708	12,607,503	12,607,000
28	御浜町	8,424	5,598	5,000,000	590,857	2,025,373	7,616,230	7,616,000
29	紀宝町	10,895	6,027	5,000,000	764,172	2,180,586	7,944,758	7,944,000
	県 計	1,798,886	348,735	145,000,000	126,173,334	126,173,335	397,346,669	397,331,000

※1. 人口は、平成30年刊三重県勢要覧に記載の市町別人口です。〔固定〕

※2. 民有林面積は、平成30年4月1日現在で最新の地域森林計画(北伊勢・南伊勢・伊賀・尾鷲熊野)に記載の民有林面積です。〔固定〕

※3. 市町毎の基本配分枠交付見込額(e欄)は、d欄を千円単位で丸めます(千円未満切り捨て)。したがって、e欄の県計額と、1表の配分総額の金額は一致しません。